

税 の 申 告

間もなく国民健康保険税を兼ねた町・県民税の申告と所得税の確定申告の時期を迎えます。申告には、収入や経費、各種控除額を確認するため、給与・年金の源泉徴収票や事業経費の領収書、控除証明書などが必要です。1月中旬に「申告のご案内」を発送します。で、事前に必要な書類などを確認して申告を行ってください。

◆問い合わせ 町税務課町民税係 ☎82-3111 内線111へ。

簡易申告制度の利用を

町では、町・県民税の簡易申告を受け付けます。昨年の申告内容を参考に、左記の条件に該当すると思われる人には1月中旬に申告書を送付しますので、必要事項を記入し同封される返信用封筒で郵送してください。感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

申告書が送付されない場合でも、令和4年中の収入が左記の条件に該当する人は簡易申告ができます。申告書が必要な人は町税務課町民税係にご連絡ください。

※遺族年金や障害年金の申告は不要です。

▽該当者 昨年1年間(令和4年1月1日から12月31日まで)の収入が次のいずれかに該当する人

▼収入が無い人

▼収入が給与だけで、給与収入の合計が93万円以下の人

▼収入が公的年金と給与だけの65歳以上の人で、年金収入が110万円以下、給与収入が55万円以下の人

▼収入が公的年金と給与だけの65歳未満の人で、年金収入が60万円以下、給与収入が55万円以下の人

※年齢は令和5年1月1日現在

収入がない人も 忘れずに提出を

昨年1年間で収入がなかった人でも▼国民健康保険税の税額算定▼所得証明書などの交付▼公営住宅料の算定▼高額医療費の負担区分の設定——などのため申告が必要です。

申告をしなかった場合には、国民健康保険税の軽減措置などを受けることができなくなりま



1月中旬に発送される「申告のご案内」を確認して書類などの事前準備を

所得税申告は スマホが便利

マイナンバーカードを持っている人は、スマートフォンから所得税の確定申告ができます。紙の申告書の作成や会場に行く手間が省けるほか、自動計算や自動入力機能がありますので、とても便利です。マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの人は、利用してみたいかがでしょうか。

スマートフォンからの申告方法は、右記のQRコードからご確認ください。



◎申告会場は町中央公民館

感染症対策のため、申告の受け付けは、町中央公民館小ホールのみで行います。

申告受け付けの日程や時間などの詳しい内容は、広報やまだ1月15日号に掲載しますのでご確認ください。

※今年は行政バスを運行しませんので、コミュニティバスなどをご利用ください。

◎会場へは各世帯お一人で

・会場での混雑を避けるため、

各世帯お1人での来場をお願いします。

・入場する際には、マスクを着用し、手指消毒や検温、問診票の記入にご協力ください。

※体温や体調によっては、その日の申告をお断りする場合があります。

・会場では定期的に換気を行います。会場内の気温が下がることが予想されますので、十分な防寒対策をしてご来場ください。